

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会  
第2回運営小委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月7日(月) 14:01～14:31
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 (2階)
- 3 出席者  
公益代表委員 3名(岩橋培樹、島袋秀勝、西村オリエ 敬称略)  
労働者代表委員 3名(石川修治、知花優、野原陽子 敬称略)  
使用者代表委員 3名(田端一雄、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)  
事務局 4名(嘉数労働基準部長、小池賃金室長、宜間賃金室長補佐、  
柴垣労働基準監督官)
- 4 議題  
(1) 沖縄県新聞業最低賃金ほか3業種に係る改正の必要性の有無について  
使用者意見概要書について  
産業別最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討  
(2) その他
- 5 添付  
・「第2回運営小委員会(議事録)」

## 第2回運営小委員会（議事録）

### ○小池賃金室長

定刻となりましたので、これより令和5年度沖縄地方最低賃金審議会第2回運営小委員会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、各委員の出席状況でございますが、公益委員が3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名でございます。

最低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の運営小委員会の定数が9名でありますので、本委員会は定足数を満たしていることを報告致します。

審議の進行につきましては、島袋委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○島袋委員長

委員の皆様、大変ご苦勞様でございます。

それでは第2回運営小委員会を開催いたします。

まず本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は知花委員、使用者側委員は比嘉委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に本日の議題ですが、産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る「使用者意見概要書」の検討となっております。

それとともに、沖縄県新聞業最低賃金外3業種の「産業別最低賃金改正決定の必要性の有無について」の検討ということになっております。

まだ沖縄県の地域別最低賃金が決まっておりませんが、今年度は中賃の目安額が、沖縄を含むCランクは39円という金額が示されております。

現在、専門部会等で慎重な審議を行っている状況でございます。本日、この後の専門部会で検討されている状況も念頭においていただき、ご検討をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題1について、「労働者の考え方」及び「使用者意見概要」について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

### ○小池賃金室長

「特定(産業別)最低賃金の労働者の考え方」及び「関係使用者の意見概要の説明」をしたいと思います。

まずあらかじめお断りしておきますが、「使用者意見概要書」の提出は本日まで「各種商品小売業」、「糖類製造業」と「新聞業」については提出がござ

いしましたが、自動車(新車)小売業については台風等の影響で調整が行き届かず、本日現在提出されていません。

ですので、今提出されている部分についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、労働側の全体的な考え方については前回ご説明があったので、今回は個別業種の考え方の抜粋等について説明します。

まず、「糖類製造業」については、労働者側の考えとして、沖縄の基幹産業としての役割を果たしていくため、地域別最低賃金より優位な特定(産業別)最低賃金の設定が他産業と比較した優位性を法的に示すものであり、公正な競争で魅力ある「糖類製造業」の創造にもつながることから、特定(産業別)最低賃金の改定を求める、という内容です。

使用者についての資料は、お配りはしていないのですが、内容についてだけご説明したいと思います。

令和4年度の原料さとうきびは、台風や干ばつ等の天候不順の影響を受け、例年になく減産となり、製糖各社は大変厳しい経営状況にある。さらに安定的な生産量を確保するためには、生産農家の高齢化対応や担い手の確保、機械化の推進等、未だ多くの課題が山積している。また、国からの経営改善計画による最大限のコスト削減、砂糖の消費減少や、ロシアのウクライナ侵攻等による物価高騰の影響、来年度4月より適用される働き方改革に伴う勤務時間外労働抑制のための職員増の必要が生じるなど、糖類製造業の経営状況は非常に厳しいものとなっている。

これらのことから、現行の地域別最低賃金を上回る設定をする状況になく、糖類製造業の特定最低賃金の審議を行う必要性はないと考えている。

次に、「新聞業」についてです。労働者側の考えとしては、近年離職者が多く入社希望者が減少傾向である。特に最低賃金の具体的な適用対象と想定されるパートアルバイト労働者は募集してもなかなか集まらない状況にある。新聞産業を支えているパートタイムアルバイト労働者の低賃金層の待遇改善は、新聞産業が魅力ある産業であり続けるために必要不可欠で、経営側にとっても業務の発展に寄与すると考えている。コロナ禍を乗り越え、健全に発展するために優秀な人材を確保することは必須、適正な特定最低賃金の改善を求めるという内容です。

一方、使用者側の概要ですが、業界の経済状況は、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しましたが、地域経済はコロナ前に戻ったとは言えない状況です。その中で、新聞業界では、広告の規模縮小が続き、購読部数も減少の一途です。読者層は高齢化、超高齢化が著しく、若年層、中高年にはスマホでニュースや必要な情報を得るライフスタイルが定着していることから、今後

も購読部数の回復は見込めません。その中で、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した様々な値上げは、新聞業界にもインク代、ロール紙代、燃料費代、光熱費の上昇、輪転機のメンテナンス料アップとなって原料費は40%上昇し、経営を圧迫しています。購読料値上げに踏み切りましたが、コスト増を全て転嫁できているわけではありません。読者離れを招くことにもなり、有効な打開策は見出せないということです。

昨今のあらゆる値上げが止まらない状況の中、経営の負荷となる「新聞業」の最低賃金の設定は必要ないものと考えます。以上が経営側の意見内容でございます。

次に、「各種商品小売業」でございます。「各種商品小売業」については、労働者の考えは、前回の運営小委員会でU A ゼンセンの喜納さんから参考人として説明していただいたとおりでございます。

使用者側の意見について概要を説明したいと思います。

意見要望としては、新型コロナ拡大による経営への影響は未だに大きく、コロナ前の経営条件に戻るまでには、まだまだ時間を要することが見込まれ、更なる最低賃金の大幅な引上げは、県内中小企業の存続が多いに危惧されるため、今年度の地域別最低賃金については、据え置きに対応を要望し、特定最低賃金については、設定する必要は無いものと考えます。

業界の経済状況についても触れさせていただきます。新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日からの「5類感染症」移行に伴い、沖縄県の入域観光客数や主要ホテル稼働率、観光施設入場者数、個人消費、建設関連等は回復の動きが強まっておりますが、新型コロナは人流の活発化もあり感染拡大中となっております。医療機関の逼迫は県経済にも甚大な影響を及ぼす恐れもあります。なお、ロシアのウクライナ侵攻に起因する燃料費や物価の高騰の長期化は高まりつつ、消費マインドの低下を招く懸念があります。

「自動車(新車)小売業」でございます。こちらについても前回第1回の時、申出人の當眞さんから参考人として説明いただいたとおりです。

使用者側の意見については、先程ご説明申し上げましたとおり、台風の関係もありまして提出いただいておりますので、今後の審議についてどうすべきかというところをお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。

○島袋委員長

はい、ありがとうございます。「使用者意見概要書」は、次回の第3回で提出していただくということによろしいでしょうか。

○田端委員

実は今日出していただく調整をしていたのですが、台風等の影響や、こちらの意思疎通も十分でなかったこともあり、やむなく今日までに提出ができませんでした。次回までには提出をさせていただきたいと思います。

○島袋委員長

はい、ありがとうございます。只今、事務局から新聞業外3業種の「労働者側の考え方」、使用者関係人の「意見概要書」を紹介していただきました。

これに関連して質問、またご意見等あれば、お願いいたします。

○野原委員

労働者側の野原です。今回、弊社の方からのご意見をいただいて、お伝えしたいとお尋ねさせていただきました。

私はイオンの方で働いています。地域のライフワークとして、今、県民の生活を支えるということで、安全第一で、台風でも公共交通機関が止まっても、可能な限り出勤して、台風後、今、全県は復帰していない状況ですが、少しでも早くお客様の生活が戻れるように、懸命にやっている状況です。

その中で、やはりそういう状況で働いている従業員の皆さんが、一番最低賃金に近い待遇の中で影響が大きい場所で働いているところがありますので、ぜひとも特定最賃の改定をお願いしたいという思いで、今までやっています。

ただ、いろんな状況ですとか、各社の経営の関連もありますので、今いただいている経営側の意見要望をいただいて見ていると少し残念な気持ちがある、というのが正直な気持ちです。

少しだけ意見をお返しすることになりました。

○島袋委員長

ありがとうございます。

その他、ございませんでしょうか。

(委員、挙手)

○石川委員

石川です。「新聞業」につきましては確認ですが、以前から、申し送り事項、労使間の中で審議に向けて前向きな申し入れ事項等があったかと思いません。これについては確認だけではありませんが、最後の4ページの意見要望のところに、「新聞業」が、印刷、配達などすべての部門を「新聞業」と括る

のは不自然です、という意見を使用者側の方からいただいておりますので、ぜひ次年度につきましては、例えば産業の区分の見直しを含めて前向きにご検討いただけたらなと思っておりますが、今年の審議会に関してはこういった意見を頂戴しているということは受け止めたので、また次年度前向きな審議ができるのかなと思っております。

○島袋委員長

はい、ありがとうございます。その他にご意見がありますでしょうか。今、石川委員に発言いただきましたが、業種別における検討も必要であると思っておりますが、各業種別の改正の必要性の有無についてはご意見がございますでしょうか。

○石川委員

すみません。今年の審議会で産業の区分の見直しというのは、また他の手続きが必要なのかと思っておりますが、今回、新聞業として一括りにになっていることに、疑問があるという疑念を頂いているので、次年度は新聞業の中でも、例えば記者の方と印刷等を分けることができるのか、ちょっと違った形で、議論ができたらなという希望でございます。

○田端委員

今の意見に関連してですが、今回、A社に意見を出していただきました。例えば、本島のB社、C社であれば、新聞業という部分が掲げられていて、そのほか配送部門や、販売店があります。本島の会社は、販売店は業種としては別だと伺っています。

ただ、離島のA社の場合は、結局、印刷部門も販売部門も配達部門も全て直接雇用であり、結局、会社で直接雇用されている皆さんが新聞業という括りになっています。そういう状況を踏まえて今の状況であれば、特に離島の新聞業の方では、特定最賃を設定できるような状況にはないと、書かれていると思います。

○島袋委員長

労働者側の意見とすれば、今の発言の趣旨というのは、本年度はそれで、改正の必要性は無いということの理解でよろしいのでしょうか。

(はい、の返事)

○田端委員

使用者側の意見はまだなのですが、どこで述べればいいのでしょうか。

○島袋委員長

そうですね。今、「新聞業」が課題となっていますので、田端委員、今、この場で考え方を述べていただければ、ありがたいです。

○田端委員

先程、「使用者意見概要書」の内容については、事務局から説明がありましたので、その説明は省略しますが、総括的に使用者側の意見を申し上げさせていただきます。

まず特定最低賃金ですが、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合に、関係労使の申し出を受けて、公労使3者の全会一致の議決を経て決定されるとなっております。他の産業よりも高い水準の賃金を設定することで、企業や産業の魅力を高めることができるとメリットがあると思いますが、当該特定最低賃金の設定、民主的な効力、強制力を伴うものであることから、その新設、改廃は労使のイニシアチブ、あくまで労側使側それぞれが了解しないとできないところに委ねられていることはご承知だと思います。

沖縄県における特定最低賃金ですが、設定当初においては関係労使が一致して当該産業の魅力を高める手法としての必要性を認めて設定されたものと理解しておりますが、この数年の地域別最低賃金の大幅な上昇によりまして、その意義が薄らいできております。

このため、今回の特定最低賃金の「使用者意見概要書」に、それぞれありますように、特定最低賃金設定の必要性が認められないという意見となっているところであります。

ちなみに、「自動車(新車)小売業」については個々に事業者の意見を伺っており、同様に必要性が認められないというふうに伺っております。後日、その意見については提出させていただきます。

今回、申し出のあった「糖類製造業」、「新聞業」、「各商品小売業」、「自動車(新車)小売業」4つの特定最低賃金については、使用者側としては審議の必要性を認めないとしたところであります。

先程、「新聞業」についての申し送りのお話がありましたが、あれは確か令和元年の申し送りだったと思います。

ただ、令和2年はコロナで非常に厳しい状況になったことを踏まえて申し送りがあったにもかかわらず、状況も大きな変化があったということで認め

ておりません。

令和3年、4年は一応、申し送りも踏まえて認めているところですが、「新聞業」については今回の地域別最低賃金の目安額のとおり仮に地域別最低賃金が引き上げされれば、これに飲み込まれる形になりますので、そういう意味でも必要性を認めないとしたところでもあります。

ちなみに、現在人手不足の状況となっており、今後、特定の産業において産業の魅力を高めるために他産業よりも高い水準の賃金を設定することは、関係労使の総意として合意することは今後もあり得るものだと考えております。

その場合には、当然審議を行いまして、適切な水準の特定最低賃金の設定を行うことはもちろんだと思っておりますが、残念ながら、現状ではそのような状況ではなく、むしろ使用者の反対も多くあることから、このような判断をさせていただいていることを申し上げさせていただきます。私からの説明は、以上であります。

○島袋委員長

ありがとうございます。特に労働者側、よろしいですか。

(委員、挙手)

知花委員、お願いします。

○知花委員

はい。今回、3業種の方から「使用者意見概要書」をいただいておりますが、あくまで「自動車(新車)小売業」の意見概要書が届いていない状況の中では、我々としては必要ないという判断は、しかねますので、しっかりとした意見概要書をいただいた上で、判断させていただきたいと思っております。

「各種商品小売業」の方でも、一部、県内のある小売業者は、今回、時間額を920円まで上げて、募集をかけていますが、厳しいと言いながらも、自らの産業に今働いている人たちが、他の産業、会社に奪われないよう時間額を上げられる状況であることは、一定の体力はまだあると考えざるをえないと思っております。

労働者側としてはやはり、人を雇用している以上、しっかりと人の生活を見て、産業自体を守っていくには人の雇用をしっかりとやっていくという考え方のもとで、そこで働く社員の生活を保障する上でどれだけのものが必要なのかを真摯に受け止めて、出していただければなと思っております。

○島袋委員長

ありがとうございます。

現在、使用者側の概要書がまだ提出されていないのですが、先程4業種全ての改正の必要がないという意見をいただきましたが、概要書提出は運営小委員会で提出するという意味ですか。

○田端委員

今回、「自動車(新車)小売業」の概要書が遅れたことについては、お詫び申し上げます。

この場で次の運営小委員会が開催されることについて了解が得られましたら、その時に概要書を提出させていただきたいと思います。

○島袋委員長

本日の運営小委員会である程度の結論を導く予定だったのですが、もう1回、運営小委員会を設けることについては、使用者側の方はよろしいですか。

(はい、の声)

事務局も対応可能ですか。

(はい、の声)

それでは、第3回の運営小委員会を設けたいと思いますので、日時の調整等について、事務局、説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

はい、今後の日程としまして、会議室等の確保状況、地域別最低賃金専門部会の進捗状況にもよります。

本日午後3時から専門部会があり、仮にこれがまとまらなかった場合はもう一度開催することになります。

現在、9日水曜日の専門部会の日程もまだ確定していない状況ですが、8日火曜日、9日水曜日も会議室は押さえています。

仮にこれからの専門部会がまとまらなかった場合は、9日水曜日に専門部会がありますので、その専門部会の前に、例えば、13時とか、14時に、皆様方のご都合にもよるのですが、いかがでしょうか。

○島袋委員長

ありがとうございます。

今一つの案として、9日水曜日は専門部会と本審が予定されておりますので、8月9日水曜日の13時という案がありますが、時間的にいかがでしょうか。

○田端委員

すみません。14時だったら大丈夫です。

○石川委員

私は、専門部会を、15時からやると思っていたので、その前の14時からでいいのかなと。

○島袋委員長

14時は大丈夫ですか。小池室長、14時で。

(小池室長、「皆様がよろしければ」の声)

はい。

(しばらく、間)

(14時半、の声もあり)

(委員長、事務局確認。事務局、対応可能の返事)

そうしましたら、第3回の運営小委員会は8月9日水曜日の14時30分からよろしいでしょうか。

(はい、の声)

それでは、第3回の運営小委員会を8月9日14時30分から開催したいと思います。

その他事務局から何かございますでしょうか。

(特にありません、の声)

はい。了解いたしました。本日の運営小委員会はこれで終了したいと思います。次回またよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。